

行政情報告知端末の運用終了について

これまで行政情報配信ツールの一つとして使用してきた「行政情報告知端末」ですが、5年程前に更新時期を迎え利用開始から15年経過し機器の保守限界を超えたこと、また高額な更新費用となることから、**令和6年度末をもって運用を終了**することになりましたので、お知らせいたします。

情報通信環境が未整備の世帯への支援について

町では行政情報告知端末の運用を終了することによって、町からのデジタル情報を受け取ることが出来ない世帯に対して支援を行います。支援対象世帯・要件・支援内容等については、次のとおりです。

支援対象世帯

行政情報告知端末を設置している世帯
(行政情報告知端末の設置世帯を1世帯)

支援対象世帯把握調査

情報通信環境が未整備世帯の把握、支援対象世帯の支援希望有無の確認及び補助申請支援のため、現在、行政情報告知端末を設置している世帯に調査を実施しています。調査内容は次のとおりです。

調査目的

- ・ 情報通信環境が未整備の世帯を把握するため
- ・ 支援対象世帯の支援希望有無を確認するため
- ・ 補助申請支援を行うため

調査対象

現在、行政情報告知端末を設置している世帯

調査方法

郵送調査(すでに郵送を終えています)

回答期限

令和6年8月30日



要件

令和6年4月1日現在において、**次の①②③の全てに該当する世帯が対象**

- ① 情報通信環境(※1)が未整備の世帯
- ② テレビを所有していない世帯
- ③ 世帯を構成する者全員がそれぞれインターネット回線(※2)を利用していない世帯

支援内容・助成額

令和6年度中に新たに情報通信環境を整備した世帯に対して、**1世帯当たり上限6万円を支給**

その他

補助申請時において、契約書類等により要件確認を行います。

- ※1 情報通信環境とは、光回線及びLTE回線等によりインターネットが利用できる通信環境(無線LAN環境(ポケットWiFi)含む)
- ※2 インターネット回線とは、LTE回線等(主にスマートフォン)によりインターネットが利用できる通信回線

☆下川町公式LINEアカウントをご存知ですか？

スマートフォンなどでLINEを利用されている方は、ぜひ下川町公式LINEを友だち追加してください。

これまで、行政情報告知端末(通称…IP電話)で配信していた町の情報をスマートフォンで受け取ることができるほか、下川町ホームページの閲覧やデジタル版「広報しもかわ」の購読、ごみの分別検索など、多岐にわたって町民の皆さんのお力になれると思います。

また、今後も町民の皆さんの利便性を高める機能を検討していくとともに、スマートフォン教室を開催する予定もありますので、まずは友だち追加をよろしくお願いいたします。

下川町公式LINEアカウントの友だち追加はこちらのQRコードをお読み取りください↑

